令和４年度岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱

第１　目的

この制度は、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第２条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）が、新型コロナウイルス感染症により事業活動に支障を生じている場合に、事業を継続するために必要な資金を円滑に供給し、もって経営の安定に資することを目的とする。

第２　取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第３　取扱期間

原則として、令和５年３月 31 日までに融資実行されたものとする。

第４　貸付の種類

この制度による資金の貸付の種類は、次のとおりとする。

１　対策資金

２　伴走支援資金

第５　対策資金

１　貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次の (1) 又は(2)に該当する者とする。

(1)　信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。ただし、信用保険法第３条の３の規定による特別小口保険に係る保証を除く。）を当該事業所の所在地を管轄する市町村から受けた者（以下、「SN４号利用者」という。）。

(2)　信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定（ただし、信用保険法第３条の３の規定による特別小口保険に係る保証を除く。）を当該事業所の所在地を管轄する市町村から受けた者（以下、「SN５号利用者」という。）で、売上高等減少率が 15%以上の者。

２　貸付の条件

(1) 資金の使途

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営安定のために必要な運転資金及び設備資金とする。

(2) 貸付限度額

１企業につき 8,000 万円以内とする。

(3)　貸付期間

10 年以内とする。ただし、２年以内の据置期間をおくことができる。

(4)　貸付利率

ア　固定金利

年 1.4%以内

イ　変動金利

年 1.2%以内（貸出時点の利率）

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付は除く）。

３　保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

４　信用保証

岩手県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。ただし、別に定めるところにより県が補給を行うものとする。

(1)　SN４号利用者及びSN５号利用者については、年 0.6%とする。

(2)　会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、

(1)に掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

5　保証割合

(1)　SN４号利用者については、100%（全部保証)。

(2)　SN５号利用者については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・９・12 中庁第２号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

6　保証料補給

県は、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）及び新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助金交付要綱（令和２年３月 27 日付け経支第 939 号岩手県商工労働観光部長通知）の定めるところにより、この要綱に基づいた融資について保証をした協会に対し保証料補給を行うものとする。

7　償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

8　期中支援

貸付の決定を受けた者が、信用保険法第２条第６項に定める特例中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、令和２年４月１日から令和３年１月 31 日の期間（中小企業信用保険法第２条第６項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が１年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む)、または保証期間が１年以内であるときはこの限りではない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第６　伴走支援資金

1　貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の (1) から (3) までのいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した者とする。

(1)　SN４号利用者

(2)　SN５号利用者、かつ次のいずれかに該当する者。

ア　売上高等減少率が 15%以上である者。

イ　売上高等減少率が 15%未満のものにあっては、最近１か月間に対応する前年同月の売上高が令和２年１月 29 日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して 15%以上減少している者。

(3)　次のいずれかに該当する者（信用保険法第３条の規定による普通保険に係る保証及び同法第３条の２の規定による無担保保険に係る保証 (いずれも一般分に限る。) に限る。信用保険法第３条の３の規定による特別小口保険に係る保証を除く。)（以下、「一般保証利用者」という。)。

ア　最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 15%以上減少している者。

イ　最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して５%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和２年１月 29 日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して 15%以上減少している者。

2　貸付の条件

(1) 資金の使途

SN４号利用者および SN５号利用者にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営安定のために必要な運転資金及び設備資金とする。

一般保証利用者にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業に必要な運転資金及び設備資金とする。

(2) 貸付限度額

１企業につき 6,000 万円以内とする。

(3) 貸付期間

10 年以内とする。ただし、５年以内の据置期間をおくことができる。

(4) 貸付利率

ア　固定金利

年 1.4%以内

イ　変動金利

年 1.2%以内（貸出時点の利率）

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付は除く）。

３　保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

４　信用保証

協会の信用保証を付する。この場合の SN４号利用者及び SN５号利用者の保証料率については、貸付金額に対し 0.85%とし、一般保証利用者については、貸付金額に対し次の表１に定める料率とする。ただし、次の(1)及び(2)を満たす場合に、保証料率を 0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する（以下「経営者保証免除対応」という。）。

表１

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

(1)　令和２年１月 29 日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

(2)　直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

５　保証割合

(1)　SN４号利用者については、100%（全部保証)。

(2)　SN５号利用者及び一般保証利用者については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成 18・９・12 中庁第２号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

６　保証料補給

(1)　国の保証料補給

ア　SN４号利用者及び SN５号利用者については、0.65%に相当する額を国が協会に補助する。ただし、経営者保証免除対応により 0.2%が保証料率に上乗せされている場合には、0.85%に相当する額を国が協会に補助する。

イ　一般保証利用者については、次の表１に掲げる率に相当する額を国が協会に補助する。ただし、経営者保証免除対応により 0.2%が保証料率に上乗せされている場合には、上乗せ後の率に相当する額を国が協会に補助する。

表１

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
補助(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25

(2)　県の保証料補給

県は、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）及び新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助金交付要綱（令和２年３月 27 日付け経支第 939 号岩手県商工労働観光部長通知）の定めるところにより、この要綱に基づいた融資について保証をした協会に対し保証料補給を行うものとする。

(3)　(1)及び（2）の場合において、条件変更に伴い追加で生じる信用保証料については補助の対象外とする。

７　添付資料

国の全国統一制度である「伴走型支援特別保証制度要綱」による添付書類とする。

８　償還方法

分割返済（保証期間が１年以内の場合は一括償還を含む。）とする。

９　取扱い金融機関の責務及び報告

(1) 取扱金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。

(2) 取扱金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。

(3) 取扱金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに取扱金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、協会を経由して経済産業省及び岩手県に送付するものとする。取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を協会に提出するものとする。

第７　その他
この要綱に定めのない貸付条件及び保証条件については、取扱金融機関及び協会の所定の条件による。

第８　申込手続
貸付を受けようとする者は、取扱金融機関の所定の手続きにより申し込むものとする。

第９　貸付の決定
取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第 10　貸付の実施
貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第 11　報告
取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。

第 12　要綱に違反した者等に対する措置
知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わなかった場合は貸付決定を取り消すことがある。

附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表　取扱金融機関
県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合